

【随想】

非営利会計雑感

齋藤 淳

1. 非営利の会計は理解されているか、決算書は統一すべきものか

一般的に決算書と言われるものも、各会計基準や法律により、財務諸表と称したり、計算書類と称したりしている。単なる呼称の問題はさておき、その中身は別表の如く実に多種多様である。更には、タイトルは同じでも、その内容は違っている場合もある。

株式会社等の企業会計を理解している者でも、個々の非営利の決算書を読み解くのはかなり難しい。学校法人における「資金収支計算書」と「消費収支計算書（現在は事業活動収支計算書）」は、ともに「収支計算」という言葉を使っているが故に学校法人会計に馴染のない者には理解しづらい。特に未経過等の調整勘定は他の会計にはない独特の世界で、学校法人の経営に係る理事や評議員の方にも果たしてどの程度理解されているであろうか。そもそも損益計算と収支計算の基本的仕組み自体が理解されているだろうか。実のところ、決算書を読み解けない役員によって、多くの法人の経営が行われているように思われる。

学校法人はともかく、他の課税対象となる非営利法人の役員のだれだけの方が損益計算と所得計算のつながりを理解しているであろうか。中小企業で、「損益計算書が赤字なのになんで税金を払わなければいけないんだ」と憤慨する社長を時折見かけるが、税務上の収益事業部門を持つ財団法人や社団法人の役員は、正味財産増減計算書の法人全体の増減差額が赤字にもかかわらず納税となる事実をなかなか理解してくれない。税務上の収益事業にならない（つまり税務上は公益の）自主研究を増やせば税金が安くなると勘違いする役員も後を絶たない。収支計算書を作成している場合には、収支計算と損益計算と所得計算をすべてトレースしなければならぬため、その理解はさらに

困難となる。

あるべき会計はひとつ、シングルスタンダードであるべきだという考え方はそれなりに正しい。その方が、簡素で、手間がかからず、理解に便で、比較が容易である。しかし、株式会社ですらも大企業と中小企業、公開会社と非公開会社、上場企業と非上場企業、ドメスティックな企業とグローバル企業とでは、その能力の差だけではなく、そもそもの抱えている状況、目的、会計に要求されるものが違う。企業自身にとっても、利害関係者にとっても必要なものが違う。それによって、提供される情報の質も量も異なってしかるべきである。法定監査の対象とならない企業が、将来予測に左右される会計基準を採用するのは、種々の理由から好ましいとは思えない。

国際会計基準の導入が話題になり始めた頃、コンサル会社や監査法人が、あたかも中小企業も含めたすべての日本企業の個別財務諸表に同基準が導入されるかのように喧伝していた（はっきりそうだと言っていたわけではないので誤った情報を発信していたわけではないが、そうではないと明言してもいなかったため、誤解した人は多い。）が、かかる導入は物理的にも制度的にも不可能であり、他の国々の実態をみてもそれはあり得ないし、必要のないことと思われる。その結果、連結財務諸表に関しては、現在の日本ではトリプルスタンダード（修正版を含めれば四つ）となっている。個別財務諸表についても、法定監査対象企業とそれ以外の企業とでは実態上様々な違いがある。

さて非営利の会計について改めて考えてみると、規模等の差はあっても株主の出資により設立された株式会社ですらもシングルスタンダードではなく、営利目的の法人ではないというだけの共通項しかない種々の非営利法人の会計を統一することは不要ということとどまらず、すべきではないと思われる。財源措置（後述）ひとつをとってみても各

法人の実態は様々で、その違いに応じた会計処理が行われ、決算書が作成される必要がある。その目的もスキームも異なる非営利の各法人に統一の決算書を課すことは、むしろ適切なディスクロージャーに逆行すると思われる。バラバラな決算書はわかりにくいという向きもあるだろうが、企業会計に比べ、もともと非営利の会計はどれもわかりにくい。ひとつの会計にしか関わっていない人にも前述のようにきちんと理解されていないケースが少なくない。その中でもわかりにくい代表例を次に取り上げる。

2. 独立行政法人の会計、機会費用をどう捉えるか

独立行政法人は公共上の見地から実施が必要だが、国自ら実施する必要がない、かといって民間も実施しない事業を、効率的かつ効果的に行うために平成 13 年に創設された。

特徴・理念としては公共性、自主性、透明性が謳われている。ここに透明性とは、財務情報を広く一般国民に開示することとされている。

会計については、独立行政法人会計基準があり、複式簿記で発生主義の会計が当初から要求されている。財務諸表の体系（同会計基準においては決算書を財務諸表と称している）としては①貸借対照表、②損益計算書、③キャッシュ・フロー計算書、④利益の処分または損失の処理に関する書類、⑤行政サービス実施コスト計算書、⑥附属明細書からなっている。

- ① 貸借対照表の表示は流動性配列法ではなく固定性配列法を原則とし、非営利会計では珍しく国等からの出資による資本金がある。国等による財源措置により賄われるので剰余金の中身は企業会計とは異なる。
- ② 損益計算書は、独立行政法人は利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないため、経営成績ではなく運営状況を表すものである。その結果、企業会計とは異なり、費用から収益を差引く様式となっている。この点、公会計の総務省方式と同じスタイルである（同じ公会計でも東京都方式は違うが）。
- ③ キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲は、

金融商品取引法上のそれとは違い、定期預金等は含まれない。

- ④ 利益の処分または損失の処理に関する書類と聞くと、従前の株式会社の利益処分計算書を思い浮かべてしまうが、勿論、非営利の会計で株主への利益配当が行われるわけではない。法人の自主的な経営努力で利益を増加させたものと主務大臣の承認を受けた額を未処分利益から積立金として振替えるのである（利益処分）。これにより経営努力の動機づけが期待されている。更には 5 年の中期目標期間の最終事業年度において当期未処分利益を積立金として整理する。

以上のものだけでも企業会計とはかなり異なっているが独立行政法人の会計で、最も特徴的かつわかりにくいのが、⑤行政サービス実施コスト計算書である。

行政サービス実施コストとは、法人の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコストのことで、行政サービス実施コスト計算書は、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するための書類とされている。その様式は以下の通りであるが、一見して何を表しているか理解できるだろうか。

- I 業務費用
 - 損益計算書上の費用
 - 自己収入等
 - 業務費用合計
- II 損益外減価償却相当額
- III 損益外減損損失相当額
- IV 損益外利息費用相当額
- V 損益外売却差額相当額
- VI 引当外賞与見積額
- VII 引当外退職給付増加見積額
- VIII 機会費用
- IX 法人等及び国庫納付額
- X 行政サービス実施コスト

独立行政法人は、前述したように独立採算制を前提としていない、つまり、財政的に自力では運営していけないので、国による財源措置、言い換えれば、税金を投入してもらわなければならない。国民の負担に帰せられるコストと言うのは、この

財源措置以外に更にどれだけの税金負担があるかということである。ただ、こんなに金食い虫なのだ、無駄遣いをしているということを示すのが目的なのではなく、これだけの行政サービスを提供したということをも表している。

I の業務費用合計は、損益計算書における業務費、一般管理費、財務費用、雑損、臨時損失等の費用から運営費交付金収益（財源措置）以外の自己収入を控除して、国費で賄っていない業務費用の純額を表す。更に、運営に必要な価値の減少ではあるが損益処理されず（つまり損益計算書には計上されていない）純資産の増減として処理されているものは、I には含まれていないため、II 以下で I にプラスして行政サービス実施コストを算出する（様式上の II、III、IV、V が該当する）。

例えば II については、固定資産を運営費交付金で取得した場合（つまり財源措置される場合）は、運営費交付金の収益と当該固定資産の減価償却費が損益計算書に計上されるが、運営費交付金で措置されず自前で取得した固定資産の減価償却は資本剰余金のマイナスとして処理されるので、損益処理されないこととなるが、これも財政的基礎の毀損であり（自前で取得とはいってもその財源はもともと国からの出資金等である）、それは、国民の負担となるものだから行政サービス実施コストに加えるのである。

IV の損益外利息費用相当額は、資産除去債務の処理を行った際の除去費用のうちの利息費用相当額で、現在価値で割り引いた将来発生費用である。減価償却相当額は、II に計上されている。

VI の引当外賞与増加見積額については、独立行政法人会計基準では支給賞与自体は運営費交付金によって支給財源が確保されているため引当金としては計上されないのであるが、現金主義ではなく発生主義ベースの引当処理を行ったとした場合のその増減額は当該年度の行政サービス実施コストと考える。行政サービス実施コスト計算書の I の業務費では現金主義で処理されているため、引当処理をして発生主義ベースの費用認識をすると想定した増加額を調整するのである。VII も同様である。

VIII の機会費用は、国または地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引、出資等、無利子又は通常よりも有利な条件から生ずる費用、政府出資を独立行政法人へ出資せずに他

に運用した場合の利息相当額が行政サービス実施コストとして計上されるものである。

この機会費用は、民間企業においても複数の投資案件の比較検討の際の特殊原価調査等では検討されているが、決算書に反映させるものではなく、独立行政法人においてこれを財務会計の世界に取り込み開示しているというのは、まことにユニークで画期的な処理である。とはいうものの、その金額の客観的合理性を確保できるのか、決算書にオンバランスすべきものなのか、外部の監査人の適正性の判断対象となり得るのか、いかなる利害関係者のどのような判断に実際に利用されているのか、面白い情報ではあるが本当に役に立っているのかといった種々の疑問を禁じ得ない。

機会費用の考え方は、公会計においても地方公共団体が運営事業の採算、効率性を考える際に重視すべきポイントだと思われるが、なかなか浸透はしていない。地方公共団体が所有する既存の箱モノを無償で使う場合と、公有施設がないため民間から借りて賃料を払う場合との比較衡量が合理的になされていない。そのため、いずれ必ず来る施設のリプレース時の検討がされていない、事業が打ち切りになることを想定した対応がされていない。

施設のリプレースのケースだけではなく、現在の財政援助団体との契約を打ち切る場合の取扱いも明確ではない。また、機会費用とは異なるが、施設のキャパシティにまだ余裕があるので利用者を増やして自己収入を増やそうという計画はするが、送迎バスの定員数との兼ね合い、担当職員数との最適組み合わせといったボトムネックの観点で全く検討されていない。利用者を数人増やしたためにバスをもう一台チャーターしなければならなくなるとか、職員を増員しなければならなくなるとかで、採算が大幅に悪化してしまうことが想定されるが、そこはあまり考えられてない。

3. どこまでの情報を決算書で広く開示すべきなのか

機会費用は重要な情報ではあり、独立行政法人会計基準は先進的情報開示を行っているとも言えるが、上述したような疑問は払拭出来ず、同情報を把握することは必要ではあっても、金利情勢や、

不動産価格・賃料相場等の増減を独立行政法人の決算書にダイレクトに反映させることが果たして望ましいのかどうか。参考情報としてオフバランスで注記開示したほうがいいのではないかと思うのだが。

そして何よりも、このような財務諸表の情報開示を、一般国民は、的確に誤解なく読み解くことができるのであろうか。

独立行政法人については、平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」の趣旨を踏まえて、改訂会計基準が検討されてきた。そこでは、PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築、法人の主體的な経営努力を促進するインセンティブが機能する運用への改善、業務達成基準を採用することによる自律的マネジメントの実現等が織り込まれている。その具体的内容と是非についてはここでは触れないが、法人にとっての情報の有意性アップは図られているが、広く国民に対してわかり易い情報開示という視点はあまり考慮されていないように見受けられる。

非営利の法人の内部管理、種々の改善に資する情報把握は有意義なものではあるが、外部への開示情報に、どこまで直結すべきものなのだろうか。行政サービスのフルコスト把握においても、例えば、法務省の矯正施設の受刑者一人あたりのフルコストの開示等について、それが社会的にどのような影響を与えるのかといった検討が必要ではないかと思われる。

一切の情報は隠さず公表しそのうえで住民あるいは納税者の理解を得ることが重要であるとの見方は正しい認識ではあるが、例えば、地方公共団体における障害者施設にどれだけの税金が投入されているかといった情報を広く一般に公開してしまっているのか、その是非について私はまだ答えを見出せずにいる。

4. 決算書の整合性はとれているか

現在の企業会計の決算書の貸借対照表と損益計算書だけを見て、当該企業の財政状態や経営成績が正しく掴めるだろうか。勿論、その状況を表すべく作られているものなのであるが、問題は其二表の間に整合性が取れているかがわから

ないのである。旧商法の時代の二表は当期未処分利益という共通の数値が載っているのが整合性はひと目で分かったのだが、今のそれは株主資本等変動計算書を介さないとわからない。にも拘らず、二表だけで種々の検討をしているようなケースを散見する。

非営利の会計で、正味財産増減計算書とキャッシュ・フロー計算書あるいは資金収支計算書との整合性が取れているかどうか、実は問題がある。実際に、整合性が取れていない決算書を見かけることがある。何故そんなことになるのか、整合性のとり方がわからない、そもそもの仕組みがわからないからである。会計ソフトや申告ソフトの普及で、仕組みがわからなくとも何らかの答えは出てきてしまう、そのため、一層仕組みの理解がされなくなっており、ブラックボックス化しつつある。企業会計の世界であれば、整合性でトラブルを招くことは通常はないと思われるが、正味財産増減計算書とキャッシュ・フロー計算書あるいは資金収支計算書との間では、実は問題が起り得るし、且つそれが簡単にはわからないのである。

「一取引二仕訳」の時代にはあり得なかった齟齬が、企業会計と同じような「一取引一仕訳」でキャッシュ・フロー計算書や資金収支計算書も自動作成するソフトは設定したとおりに振替えるため、イレギュラーな処理の設定が違っている場合に、誤った決算書が作成されてしまう。そして、その間違いは一見しただけではわからない。ソフトも間違った決算書を作っておきながら知らん顔をしている（エラー表示されない）。ソフト側からすれば設定通り正しく作ったのだから私のせいではないということなのであろうから、それは仕方がない。となれば、人間が目で、手計算で整合性のチェックをするしかないということになる。ひとつ例を出せば、期末に賞与引当金を計上している場合に、翌期の夏の賞与支給時に当該引当金を取り崩すか、支給額を全額費用処理して引当金は期末時に洗い替えるかの処理の違いによって、自動振替の設定がうまくなされていないと、この整合性に影響が出て巨額な差異が生じてしまうことがある。

キャッシュ・フロー計算書について、企業会計においては上記のような整合性は問題とされてはいない。なぜかと言えば殆どの企業は直接法ではなく間接法により同計算書を作成しており、その

際には自動振替設定との齟齬の問題は生じないからである。一方、社団法人、財団法人等の非営利会計でキャッシュ・フロー計算書を作成する場合には直接法による場合が多く、その際にかかる齟齬が生ずる場合がある。非営利会計にも企業会計に準拠してキャッシュ・フロー計算書を導入しようというのであれば、同計算書を作成している金融商品取引法適用対象会社（株式会社のごく一部に過ぎず、数にして5,000社にも満たない）の殆どが採用している間接法を排除する必要はないと思われる。内外に間接法否定論者は少なからずいるようであるが、IFRSの世界でも結局は間接法の否定案は拒絶されている。損益計算と資金収支計算のつながりについては、間接法の方がより理解しやすいと私には思えるのだが。

5. 予算をどう取り扱うか

予算は、地方公共団体等の官の世界では、単なる見積りではなく財政に拘束力を持つものである。そして、全ての支出は議会承認を経た予算が設定されていなければ執行できないこととされている。決定機関たる議会から執行機関たる行政府へ財政権限を付与するものである。議会による事前の議決が必要であり（予算事前議決の原則）、その年度の歳出はその年度の歳入で賄わなければならない（会計年度独立の原則）、機会あるごとに公開されなければならない（予算公開の原則）ものである。

民間の場合の予算は、中小企業では社長の頭の中にはあっても、必ずしも明確に文書化されていない場合も多いであろうが、大企業では全社及び各部署ごとに予算が明確にされ、その管理、統制、評価も通常行われている。しかし、この予算は、会社法や会計基準等には特に規定されておらず、あくまでも各法人で任意に行われる内部の世界である。予算と実績の差異をどこまでシビアに統制、評価するかは企業によって異なり、こだわり過ぎれば利益操作、粉飾（社内粉飾を含む）を招いてしまう恐れもある。決算予想についても、事業報告や上場企業における決算短信での開示はあるものの、それ以上の情報は外部の利害関係者は知り得ない。

非営利の会計においても、あらかじめ作成された予算に基づいて執行されなければならない（予

算準拠主義）ではあるが、種々の非営利会計基準の改正で、予算書は決算書の範囲からは除外されてしまったとはいえ、前年度予算を参考にしての事業年度開始時点での猶予はあるものの、予算事前主義も今なお生きているはずである。

以前、予算・実績対比で作られている非営利法人の決算書を見せてもらったところ、前期繰越収支差額の予算額と決算額に同じ額が記載されているので、予算は前期に確定しているのですかと聞いたなら「そうだ」との答え、今期に入って補正したのですかと聞いたなら「いいえ」とのこと。そのようなことはあり得るのだろうか。

予算と実績を対比して予算内で運営しているか否かにどこまでこだわるべきなのか。予算超過して支出するわけにはいかないのに、超過している支出科目の決算額を他の科目に振り替えて調整するところもあれば、学校法人のように予算の補正を繰り返すところや、一部の財団法人には、はなから予算の額なんて予測がつかないので実績と予算との乖離など気にしないし、理事会や総会でも問題にされることはないというところもある。予算管理を行っている以上、予算超過支出を無条件で容認するわけにはいかないが、例えばリース契約をする予定で収支の予算策定がされていたが、諸般の事情でリースではなく固定資産を買取らざるを得なくなって、固定資産の取得支出の予算を超過してしまったような場合は、致し方ない事情であり、支出の出方は当初とは違うが当該資産の利用は想定されているので、他の支出科目に紛らせたりせず実態通りの処理をして予算超過の理由説明を行うのが正しいと思われる。他の支出科目で調整したりしては、実体を正しく示さないことになってしまうし、実体と異なる決算額を基にしたら、今後の予算策定を歪めてしまうことにもなる。小科目では超過しても中科目合計では予算をオーバーしていなければ問題としないところが多いと思われる。

また、民間企業に実体の近い財団法人などでは収入予算が大幅に増加することがある。それに伴って変動費が予算を超えても、収入と支出の差引き差額が増加していれば、法人にとって好ましくかつ自然な増加であるから問題ないと思われる。

水道、電気、ガス、交通事業等を行う地方公営企業においても、業務量の増加に伴い収益が増加する場合、当該業務に要する経費について予算超

過の支出が認められている（地方公営企業法第 24 条第 3 項）。

また、予算超過にシビアな法人の場合、それを避けようと支出予算をあらかじめかなり多めに立ててしまうところが多いが、かかる事情を認識しない部署が予算があるからといって多めの予算をフルに使い切ってしまうようなケースは問題である。予備費を設定して大幅な超過があればそれより振替える対応が望ましい。以上、収支ベースの話をしてきたが損益ベースの予算においても同様である。

学会は一般的に人格なき社団であり、その会計は非営利会計の一つであるが、会員に会計学者や経営学者が大勢いても、単式簿記、現金主義による収支計算書のみ決算書を作っているケースが多いように思われる。学会の取引自体は単純なのでそれでも構わないのだが、当期収支差額の赤字が続き、繰越収支差額がパンクしそうになっているのに危機感を持つ会員が殆どいないのは何とも不思議である。大所高所のアカデミックな論理の世界から外れる現実の細かな話は視野には入らないということなのだろうか。如何なる理論構築よりも、資金的な破綻の方が優先事項だと思えるのだが。また、単なる一科目の予算超過支出の是非の話ではなく、総会で承認を取った予算に基づく処理を執行しないことについて誰も問題視しないということもある。学会における予算の承認と執行というのは、ガバナンスともコンプライアンスともその埒外ということなのだろうか。

6. 税金問題

多くの非営利の法人等（等としているのは法人格がない場合も含んでいるため）においては、法人税法施行令に特掲する 34 事業に該当する部分は課税対象とされる。「営利目的ではないわが法人がお国の仕事を請け負ってやっているのになぜ税金を取られるのか」というクレームを、官から異

動してきたばかりの方からよく聞かされるが、現行制度上、致し方のないことをご理解いただくしかない。民の世界では、税金は使うものではなく納付するものなのである。前述したような、法人全体が赤字なのに何故税金を払うのか、課税対象ではない自主研究を増やしたのになぜ税金が高くなるのかという話も同様である。NPO 特定非営利法人の代表者の中には、「うちみたいところからも消費税を取っていくなんて国はどうかしている」と息巻く方もいるが、大人への租税教育が必要なのかもしれない。34 の事業については、根源から考えるとよく分からないところもあるが、個別の取扱いもあり、それなりによく考えられているとも思える。むしろ問題は公益法人の制度改革の結果、国税庁ならぬ公益認定委員会が公益と認定した事業は非課税扱いになることの方かもしれない。課税対象とすべきかどうかという観点と、公益法人制度改革における公益事業として認定するか否かという観点とは、本来異なるものと思われるし、また後者はあくまでも予測に基づいた判断であって、その後の実態、決算数値は認定の際の判断データとは当然乖離してくる。

また、同じ業界の同じ業務を行っているような法人が公益の認定を受けたり、一般の認可を受けたり、扱いがバラバラな状態にあるが、公益なのか一般なのか（その中でも非営利目的かそれ以外か）の振り分けによって、課税上の取扱いは当然違ってくる。当初の、公益認定は甚だ敷居が高かったのに、認定委員会の移行期間中途での方針変更で一気に緩和されて、期限直前には公益認定乱発状態になってしまった感がある。一般への認可申請をしたら無理やり公益認定申請にしろと言われたところもある。結局なんのための振り分けだったのか、そもその違いは何なのか今もってよくわからない。かかる現状で、税務上の取扱いが違うというのは、税の公平性からしても、何とも納得がいかないところではある。

別 表

	決裁書の名称	決裁書の内容	資金の範囲	決算日
金商法上の株式会社	財務諸表	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュ・フロー計算書	現金及び現金同等物	法人の任意
会社法上の株式会社	計算書類	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表	—	法人の任意
財団法人・社団法人	財務諸表	貸借対照表 正味財産増減計算書 (大規模法人はキャッシュ フロー計算書も作成)	—	法人の任意
社会福祉法人	財務諸表	貸借対照表 事業活動収支計算書 資金収支計算書	流動資産、流動負債 (引当金、貯蔵品以外の棚卸資産は除く)	3月末
学校法人	計算書類	貸借対照表 事業活動収支計算書 (平成 25 年改正前は消費収 支計算書) 資金収支計算書	現金預金	3月末
独立行政法人	財務諸表	貸借対照表 損益計算書 キャッシュ・フロー計算書 利益の処分または損失の処 理に関する書類 行政サービス実施コスト計 算書 附属明細書	手許現金及び要求払預金	3月末
国立大学法人	財務諸表	貸借対照表 損益計算書 キャッシュ・フロー計算書 利益の処分または損失の処 理に関する書類 国立大学法人等業務実施コ スト計算書 附属明細書	手許現金及び要求払預金	3月末
宗教法人		貸借対照表 財産目録 正味財産増減計算書 収支計算書 (法的には収支計算書と財 産目録のみ)	法人の任意	法人の任意
医療法人		貸借対照表 財産目録 損益計算書 キャッシュ・フロー計算書 (社会法人債発行の場合) 純資産変動計算書(監査対象 法人の場合) 関係事業者との取引の状況 に関する報告書 附属明細書(監査対象法人の 場合)		
特定非営利活動法人	計算書類	貸借対照表 活動計算書 ※ともに NPO 法人会計基準 の場合 同会計基準は強制されない ので、公益法人会計基準も多 く採用されている。 貸借対照表、収支計算書、財 産目録を所管庁に提出して いる法人も多い	—	法人の任意

		注記		
国		貸借対照表 業務費用計算書 資産負債差額増減計算書 区分別収支計算書 注記、附属明細書		3月末
地方公共団体 (総務省方式)		貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書 注記、附属明細書	現金預金	3月末
地方公共団体 (東京都方式)		貸借対照表 行政コスト計算書 正味財産変動計算書 キャッシュ・フロー計算書 注記、附属明細書	現金預金	3月末
人格のない社団		財産目録・収支計算書が一般的かもしれないが法人の任意	現金預金	法人の任意